

診療記録の開示を求めうる者及び手続きに必要な書類

請求 必要なもの	患者本人に意思決定能力がある場合					患者本人に意思決定能力がない場合					患者が死亡している場合				
	患者本人		患者本人以外 (任意代理人)			患者が未成年の場合 (18歳未満)		患者が成年の場合 (18歳以上)			右請求者による 任意代理人 (弁護士等)	遺族 (配偶者・親・ 子・兄弟姉妹・ 孫・甥・姪) ※6	遺族の 任意代理人 (弁護士等)	遺族の 法定代理人等	特別縁故者
	15歳未満	15歳以上 ※3	親族、 行政機関等	弁護士	保険会社	親権者	未成年後見人	法定代理人等 ※4	法定代理人なし (配偶者・親・子) ※5	遺族 ※患者と遺族		遺族 ※患者と遺族	遺族 ※患者と遺族	×	
①診療記録開示請求書（様式1）		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
②本人確認書類（開示請求者）※1		○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
②診察券	不可 (意思決定能力 なしとして法定 代理人による請 求とする)	※あれば写しを お願いします	※あれば写しをお願いします			※あれば写しをお願いします					※あれば写しをお願いします				
④患者との関係を示す書類 ※2		×	×	×	×	○	×	×	○	×	○	○	○	×	
⑤委任状（同意書）		×	○	○	○	×	×	×	×	○	×	○	×	×	
⑥登記事項証明書		×	×	×	×	×	○	○	×	○ ※依頼者が 法定代理人の場合	×	×	○	○ ※審判確定証明書	

【注意事項】

※1 本人確認書類とは

- ・運転免許証、マイナンバーカード、資格確認書等の公的証明書

※2 関係を示す書類とは

- ・戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）、住民票、親子の場合は請求者の本人確認書類と子の診察券（もしくはマイナンバーカード、資格確認書）でも可
- ・患者と遺族の関係を示す戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）については死亡による除籍の記載のあるもの（当院で死亡した場合は除籍の証明は不要）

※3 15歳以上の未成年者による請求について

- ・請求費用が多額となる場合は、法定相続人による請求を求める場合がある

※4 法定代理人等とは

- ・親権者
- ・未成年後見人
- ・成年後見人（後見人、保佐人、補助人）
- ・任意後見人（任意後見監督人が選任されている場合）

※5 意思決定能力がない成年の患者で法定相続人がない場合、開示請求出来る親族は配偶者、親、子に限る

※6 開示請求の出来る遺族は、配偶者、親、子、兄弟姉妹、孫、甥、姪に限る

7 必要書類（戸籍謄本、登記事項全部証明書、住民票、同意書、委任状等）の有効期限について

- ・原則3ヶ月以内の原本とする
- ・法人の場合は、患者本人に確認のもと、「原本に相違ない」との証明があれば3ヶ月を超えても可とする

8 患者本人の意思決定能力がある場合で、やむを得ず委任状(同意書)を代筆した場合以下の書類も提出

- ・代筆者の身分証明書
- ・代筆者と患者本人との関係を示す書類